

鳥取労働局発表
令和4年9月6日（火）

担当	鳥取労働局労働基準部賃金室 室長 片山 竜次 室長補佐 長谷川 徹 電話 0857-29-1705
----	--

鳥取県最低賃金は10月6日から時間額854円に
～引き上げ額33円～

1 鳥取労働局長（山本 浩司）は、令和4年8月10日に鳥取地方最低賃金審議会（会長：佐藤 匡）から答申を受けた鳥取県最低賃金の改正決定に関して、所要の手続きを経て、現行の鳥取県最低賃金（時間額821円）を33円引き上げ、時間額854円とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。

これにより、鳥取県最低賃金は、令和4年10月6日から854円に引き上げられることが確定しました。

2 鳥取県最低賃金は、原則として、鳥取県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなど全ての労働者とその使用者に対して適用されます。

3 今後、鳥取労働局においては、改正後の鳥取県最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知と履行確保及び中小企業・小規模事業者の賃金引き上げの支援を行ってまいります。

○ 賃金引き上げに『業務改善助成金』（別添リーフレット）をご活用ください！

今年度の鳥取県最低賃金の引き上げに対応するため、発効日までに事業場の賃金を引き上げなければならない場合でも、例えば、①9月中に業務改善助成金を申請し、②10月1日から事業場内最低賃金を引き上げる場合、その他の支給要件を満たせば支給を受けることができます。生産性向上のための設備投資等をご検討いただき、事前に担当までご相談のうえ申請を進めていただければ、今からでも十分間に合います。詳しくは、担当あてお問い合わせください。

【担当】鳥取労働局雇用環境・均等室（助成金担当：電話 0857-29-1701）